

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年3月22日

【会社名】 株式会社クボタ

【英訳名】 KUBOTA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北 尾 裕 一

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

【電話番号】 大阪(06)6648-2111

【事務連絡者氏名】 経理部長 佐 藤 香 織

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目1番3号
株式会社クボタ 東京本社

【電話番号】 東京(03)3245-3111

【事務連絡者氏名】 東京総務部長 佐 野 順

【縦覧に供する場所】 株式会社クボタ 東京本社
(東京都中央区京橋二丁目1番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

2022年3月18日開催の当社第132回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年3月18日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

事業目的、株主総会参考書類等の電子提供措置等及び取締役の員数について、現行定款に所要の変更を行う。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として木股昌俊、北尾裕一、吉川正人、黒澤利彦、渡邊大、木村浩人、松田譲、伊奈功一、新宅祐太郎及び荒金久美を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として福山敏和、檜山泰彦、常松正志及び木村圭二郎を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として藤原正樹を選任する。

第5号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役5名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与30,660万円を支給する。

第6号議案 取締役に対する金銭報酬の額改定の件

取締役に支給する金銭報酬について、基本報酬を年額9億円以内(うち、社外取締役分年額1億6,000万円以内)、取締役賞与を年額10億6,000万円以内とする。

第7号議案 監査役に対する金銭報酬の額改定の件

監査役の報酬限度額を年額2億5,000万円以内とする。

第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役(社外取締役を除く、以下同じ)を対象に新たに株式報酬制度を導入し、取締役に支給する金銭報酬の上限額とは別枠で、本制度による報酬枠を取締役に対する報酬等として設ける。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議の結果
第1号議案 定款一部変更の件	10,712,202	12,177	1,283	99.23	可決
第2号議案 取締役10名選任の件					
木股 昌俊	9,960,004	762,331	3,361	92.26	可決
北尾 裕一	10,429,147	295,244	1,309	96.61	可決
吉川 正人	10,502,710	219,631	3,361	97.29	可決
黒澤 利彦	10,525,693	196,648	3,361	97.50	可決
渡邊 大	10,525,729	196,590	3,361	97.50	可決
木村 浩人	10,480,263	242,062	3,361	97.08	可決
松田 謙	10,570,109	154,289	1,309	97.91	可決
伊奈 功一	10,570,664	153,734	1,309	97.92	可決
新宅 祐太郎	10,538,927	185,464	1,309	97.62	可決
荒金 久美	10,580,263	144,135	1,309	98.00	可決
第3号議案 監査役4名選任の件					
福山 敏和	10,237,124	442,009	46,564	94.83	可決
檜山 泰彦	10,238,010	441,124	46,564	94.83	可決
常松 正志	9,756,162	920,915	48,616	90.37	可決
木村 圭二郎	10,716,940	7,437	1,309	99.27	可決
第4号議案 補欠監査役1名選任の件					
藤原 正樹	10,717,509	6,950	1,283	99.28	可決
第5号議案 取締役賞与支給の件	10,670,881	46,376	8,482	98.84	可決
第6号議案 取締役に対する金銭報酬 の額改定の件	10,689,782	34,656	1,283	99.02	可決
第7号議案 監査役に対する金銭報酬 の額改定の件	10,696,849	16,299	12,643	99.08	可決
第8号議案 取締役に対する株式報酬 等の額及び内容決定の件	10,690,638	33,799	1,283	99.03	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

第2号議案、第3号議案、第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案

出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。